**令和７年度大阪府立青少年海洋センタープロモーション推進事業仕様書**

本仕様書は、大阪府（以下「府」という。）が発注する「令和７年度大阪府立青少年海洋センタープロモーション推進事業」（以下「本事業」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

**第１　本事業の趣旨・目的**

大阪府立青少年海洋センター（以下「海洋センター」という。）は青少年の健全育成を図ることを目的として、青少年をはじめとする府民に対して、自然と親しみ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供する府所有の施設であり、観光客等に対して積極的なプロモーション活動を行い海洋センターの魅力を発信することによって、海洋センターにおける利用者の増加を図ることを目的とするものである。

**第２　事業期間**

契約締結日から令和８年３月３１日

**第３　事業実施計画の提出**

本事業を受注した者（以下「受注者」という。）は、本事業の実施スケジュール・実施内容・実施体制等の内容を記載した「業務実施計画書」を作成のうえ、契約後直ちに府に提出し、府の承諾を得ること。

**第４　業務内容**

1. **モデルコース造成業務**
2. 事前調査

海洋センターを含めたモデルコースのコンテンツとなり得る観光環境・素材の調査を６か所以上行うこと。

※調査のうえ、モデルコースに採用すべきと考える理由等を明記した資料を作成し、府へ提出すること。

　また、調査結果を府へ説明し、府の意見を踏まえて（２）モデルコースの造成に取り組むこと。

1. モデルコースの造成

モデルコースは次の要件を満たしたものを１つ以上作成すること。

ア　海洋センターを含むモデルコースであること。

イ　国内旅行を検討している子育て世帯を対象としたモデルコースであること。

ウ　季節に関係なく、年間を通して利用できるモデルコースであること。

エ　造成するモデルコースは関西圏からの日帰りであること。

オ　周遊する施設･スポット数は海洋センター含め３件以上を想定すること。

1. **インフルエンサーを活用した広報宣伝業務**

(1). インフルエンサーの選定

本事業において選定するインフルエンサーは、以下の条件を満たす者とする。

ア　全体で2名（または2組）以上を選定すること。

イ 選定するインフルエンサーのうち、

・少なくとも1名は「国内観光」に影響力のある者であること。

・少なくとも1名は「子育て世帯」に影響力のある者であること。

ウ　すべての選定者が以下の条件を満たすこと：

・本仕様書第1に記載する事業の趣旨に則していること。

・原則として、Instagram等においてフォロワー数が50,000人以上（注１）であること。

※ただし、フォロワー数が100,000人以上であり、かつ「国内観光」または「子育て世帯」に影響力があり、事業趣旨にも則している場合は、1名のみの選定でも可とする。

　　　　　　　注１.フォロワー数については、インフルエンサーが運用するSNSにおける総数ではなく、

1媒体（Instagramを基本とする）のフォロワー数とする。

(2).　インフルエンサーによるモデルコース体験及び情報発信

次の業務を実施すること。

　　　　　　ア　造成したモデルコースを選定したインフルエンサーが実際に現地で体験すること。

※モデルコース体験にかかる費用も契約金額に含む

　　　　　　イ　アで体験したインフルエンサーの感想、意見をもとにインフルエンサー自身のアカウントで投稿すること。（動画投稿を含む投稿１回以上）

　　　　　　ウ　投稿するアカウントは国内旅行を検討している子育て世帯に対して影響力のあるSNS（Instagram等）であること。

　エ　事業効果を測るために必要なデータを収集し、報告すること。（ウの投稿ビュー数など）

1. **ウェブページ掲載による広報宣伝業務**

(1). ウェブメディアでの情報発信

　　　１で造成したモデルコースを広報するために、次の業務を実施すること。

　　　　ア　国内旅行を検討しているユーザーが多く閲覧している観光情報ウェブメディア（注２）と連携し、オリジナル記事を作成し、掲載すること。

イ　アのウェブメディアが運営するSNS （注３）で1回以上投稿すること。

ウ　アで作成するオリジナル記事に海洋センターホームページのリンクを挿入すること。

エ　アで作成するオリジナル記事に2で実施したインフルエンサー投稿のリンクを挿入すること。

オ　アに記載の観光情報ウェブメディア内で、アで作成するオリジナル記事を告知するバナー広告を日帰り圏である関西エリアにターゲットを絞って1か月間配信すること。掲載時期は府と協議の上決定する。

　　なお、バナー広告の保証imp 数は600,000とする。

カ　事業効果を測るために必要なデータを収集すること（アのアクセス数など）

注２. 掲載する観光情報ウェブメディアは、

①月間平均300万ページビュー、200万ユニークユーザー以上を有するメディアであること。

②年間100本以上の更新記事が公開されていること。

③同ブランドで旅行情報アプリを運営しており、該当記事を閲覧できること。

注３. 入札時点で、投稿するSNSのフォロワー数が15,000人以上であること。

**第５　業務終了報告**

受注者は、本事業の業務完了後、速やかに府あてに以下の成果物等を提出すること。なお、本業務において作成した制作物等の著作権及び肖像権は納品をもって府に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

(1). 実施報告書（A4 サイズ２部及びPDF等の電子データで提出）

　 事業効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告書としてまとめること。

SNS 投稿等のビュー数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。

(2). 業務に関して作成した全ての成果物（PDF等の電子データで提出）

作成したモデルコース、インフルエンサー投稿、ウェブページ等を提出すること。これらについては、令和８年度以降に府及び海洋センターで使用することがある。

**第６　本業務における遵守事項**

本業務を実施する際には、以下の事項を遵守すること。

・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては府の指示に従うこと。

・受注者は、府及び海洋センターの指定管理者と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。

・本業務を行う上で必要な会場、什器、備品、消耗品、通信に係るネットワーク機器設備などは特に指定がない

限り、受注者において準備すること。

・本業務に必要な通信料金及び郵送代金は、契約金額に含む。

・本業務により発生した廃棄処分を必要とする書類については、個人情報保護の観点から、シュレッダーなどにより

適正に処分すること。

・本業務に従事する者は、個人情報の取扱いに留意し、書類の外部への持ち出し、業務上知り得た情報を第三

者へ漏洩又は開示しないこと。

・本業務に従事する者に欠員が生じた場合でも、業務の遂行が滞ることのないよう体制を構築すること。可能な限

り、同一人物が継続して業務にあたることができるよう努めること。

・受注者において解決できない疑義が生じた場合は、府に報告するとともに、その対応について府と協議し、協議

結果に基づき速やかに対応すること。

・本業務の履行の結果、受注者の責めに帰すべき理由により府又は撮影地等に対し損害を与えた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

・事故等が発生するなど緊急の対応が必要となったときは、直ちに府に報告し、適切な対応を行うこと。

**第７　その他**

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、府と受注者協議のうえ定めるものとする。